【別紙１】

「北杜市土地情報システム」導入事業仕様書

1　全体的事項

目的	本市における地籍情報データの保守・更新を行うことにより、業務の効率化、事務のレベル向上を図ることを目的とする。
概要	本仕様書は、北杜市地籍情報の検索、地図データの表示、編集、各種帳票に加え、他データベースとの関連付けを行うことができるシステムとしての最低限の機能について仕様を定めたものである。
システム構成	クライアント・サーバー型のネットワーク対応システム ・サーバー1台、クライアント9台（本庁＋各支所）、データ更新用1台とする。インクジェットプロッタ１台。その他必要周辺機器。
システムの動作環境	（1）停電時に継続的な運用、または、データ保護のための安全対策がとられていること。 （2）不正アクセス、異常アクセス等の不正プログラム対策がとられている。 （3）システム障害が発生し、データ消失した場合等に対応するため、データ復旧可能なシステムとすること。 （4）サーバーがダウンした場合は、直ちに復旧できる対策がとられていること
運用開始時期	本システムの運用開始時期は、業務履行期間終了後からとする。
業務履行期間	本システムは、原則として契約の翌日から平成２５年９月３０日までとする
運用時間	本システムは、２４時間・１年を通じて利用が可能であること。（事前協議によるメンテナンス等の停止は除く）
費用の算出	本システムの費用の算出は、次のとおり内訳を明記すること。 なお、運用後の保守に係る費用は、サポート体制を基に別途明確にすること。 （1）システム本体に係る費用　サーバー・クライアント・プロッタ・UPS他 （2）システムソフトウェアに係る費用 （3）データの移行に係る費用 （4）調整費 （5）その他

2　システム保守

教育体制	（1）本システムの導入後、本市の職員に対して操作説明、研修を必要回数実施すること。 （2）本システムの操作取扱説明書（紙及び電子ファイル）を提供すること。
保守体制	（1）本システムの運用に必要な情報を随時提供すること。 （2）保守サポート及びシステムのバージョンアップについて提案書に記載し、費用についても明確にすること。

3　その他

導入実績	国又は地方公共団体へのシステム導入実績（契約を締結した稼動予定を含む）について、提案書に記載すること
その他	上記のほか、用地管理について、本市が必要とする情報提供を迅速かつ適切に行うこと